

2025年6月

「金融機関における AI の利用を巡る  
法律問題研究会」報告書

金融機関における  
AI 利用に伴う私法上のリスクと管理

**IMES**

**INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES**

**BANK OF JAPAN**

**日本銀行金融研究所**

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<https://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考：本報告書の内容や意見は、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

2025年6月

## 「金融機関における AI の利用を巡る法律問題研究会」 報告書

### 金融機関における AI 利用に伴う私法上のリスクと管理

#### 要 旨

本稿は、日本銀行金融研究所が設置した「金融機関における AI の利用を巡る法律問題研究会」（メンバー〈50音順、敬称略〉：井上聡、加毛明、神作裕之、神田秀樹〈座長〉、宍戸常寿、事務局：日本銀行金融研究所）の報告書である。

Artificial Intelligence（人工知能。以下、「AI」という。）技術の急速な進展とともに、AIの利用に対する期待も高まりを見せている。金融分野でも、さまざまなデータを利用したAIの導入が進んでいる。そこで、本報告書では、金融機関のAI利用を巡る法的な課題を明らかにすることを目的として、AIの利用に伴う法的リスクとその管理のあり方について分析を行った。

主な指摘事項は次のとおりである。（i）AIモデルまたはシステムの開発・導入等の局面については、金融機関がAI開発者・AI提供者に対する契約責任を追及する場合の問題点と望ましい契約上の定めについて検討を行った。（ii）金融機関がAIを用いたサービスを顧客に提供する局面については、顧客に対する金融機関の責任の内容を確認し、一定の場合にはあらかじめAI利用にかかる契約を顧客との間で締結する必要があることを指摘した。（iii）組織内部のリスク管理の局面については、AIの利用に伴うリスク管理の必要性と取締役のAIガバナンス体制構築義務を前提に具体的なリスク管理のあり方を示した。

AIは技術の進展が非常に速く、法的リスクについても不断の見直しを行っていく必要性が高い。本報告書で示した視点を契機として、金融機関におけるAIの利用に関わる利害関係者が法的リスクにどのように対応していくべきかという観点での議論が深まっていくことが期待される。

## 目 次

1. はじめに .....	1
2. 検討の対象 .....	3
(1) 法的論点 .....	3
(2) 金融機関における AI の利用態様 .....	5
3. 金融機関の AI 開発者・AI 提供者に対する責任追及 .....	8
(1) 契約の種類に基づく分析 .....	8
(2) 契約の内容に基づく分析 .....	9
(3) 望ましい契約上の定め .....	14
4. AI 顧客に対する金融機関の責任 .....	15
(1) 支援型の AI 利用における金融機関の責任 .....	16
(2) 自律型の AI 利用における金融機関の責任 .....	18
(3) 不法行為責任の追及における法的問題 .....	21
5. 組織内部におけるリスク管理 .....	22
(1) AI ガバナンス体制構築義務 .....	22
(2) AI ガバナンスのもとでのリスク管理 .....	26
6. おわりに .....	27
(参考文献) .....	29

## 1. はじめに

Artificial Intelligence（人工知能。以下、「AI」という。）<sup>1</sup>技術の急速な進展とともに、AIの利用に対する期待も高まりを見せている。金融分野では、これまでさまざまなデータを利用したAIの導入が進められてきており<sup>2</sup>、近年では、生成AIの導入に向けた検討が進んでいる<sup>3</sup>。

一方で、AIに関するルールについては、特定の領域における限定的な規制を除き、法的拘束力のある横断的な規制には各国で慎重な姿勢がとられてきた。そうした中、欧州では2024年5月にAI Act<sup>4</sup>が制定され、わが国でも2025年5月に「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」が国会で成立したところである。

わが国では、生成AIを含むAIのリスクを踏まえ、安全で安心な環境を確保しながらイノベーションを促進させるため、ソフトローによるAIリスク対応がなされてきた。2024年4月に公表された「AI事業者ガイドライン」（総務省・経済産業省 [2025]）は、AIに関するシステムのライフサイクルにおける役割を基準として、AIに関する事業活動を担う主体を大別し、共通の指針と主体毎の重要事項、事業者が構築すべきAIガバナンスの基本モデルを示している。

本報告書は、金融機関のAI利用を巡る法的な課題を明らかにすることを目的として、AI利用に伴う法的論点を抽出し、それに対する解釈論または立法論による解決可能性の検討を試みる。AIは技術の進展が非常に速いため、法的論点についても不断に見直しを行っていく必要があるが、AIに関するシステムのラ

---

<sup>1</sup> AIシステム（活用の過程を通じてさまざまなレベルの自律性をもって動作し学習する機能を有するソフトウェアを要素として含むシステム）自体または機械学習をするソフトウェアもしくはプログラムを含む抽象的な概念との定義による。総務省・経済産業省 [2024] 8頁。

<sup>2</sup> Crisanto *et al.* [2024] p.3. アルゴリズム・AIの利用を巡る法律問題研究会 [2019] でも、アルゴリズム・AIによる投資判断を提供する業者を前提としてではあるが、損害発生時の責任分担等について分析を行っている。

<sup>3</sup> 日本銀行金融機構局 [2024] は、2024年4月から5月にかけて実施した金融機関における生成AIの利用に関するアンケート調査結果を公表しており、当該時点では約3割の先が生成AIを既に利用しているほか、試行中を含めると約6割、試行・利用を検討している先を含めると約8割であった。また、現時点では、わが国金融機関のAIモデルの利用は、構想段階または初期段階であるが、技術進歩のスピードを踏まえると、今後より広範に、金融業における中核的な業務でも利用される可能性が高い。金融庁 [2024] 2頁。

<sup>4</sup> 正式名称は、Regulation (EU) 2024/1689 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 laying down harmonised rules on artificial intelligence and amending Regulations (EC) No 300/2008, (EU) No 167/2013, (EU) No 168/2013, (EU) 2018/858, (EU) 2018/1139 and (EU) 2019/2144 and Directives 2014/90/EU, (EU) 2016/797 and (EU) 2020/1828 (Artificial Intelligence Act).

ライフサイクルにおいて、どの部分に、どのようなルールが必要かを見定めるうえでも、現行法のもとで、AIの利用に関わる利害関係者が対応しうる法的問題であるかを検討しておく意義がある。

本報告書は、こうした問題意識のもと、日本銀行金融研究所に2025年2月に設けられた「金融機関におけるAIの利用を巡る法律問題研究会」における議論を事務局の責任において取りまとめたものである。なお、本報告書において意見にわたる部分は、日本銀行または金融研究所の公式見解を示すものではない。

「金融機関におけるAIの利用を巡る法律問題研究会」メンバー

(五十音順、敬称略、2025年5月末時点)

井上	聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)
加毛	明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
神作	裕之	学習院大学法務研究科教授
(座長) 神田	秀樹	東京大学名誉教授
宍戸	常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(事務局)

渡辺	真吾	日本銀行金融研究所長
鈴木	淳人	前日本銀行金融研究所参事役
河野	真一郎	日本銀行金融研究所制度基盤研究課長
兒玉	啓宗	日本銀行金融研究所法制度研究グループ長
山本	慶子	日本銀行金融研究所企画役補佐
大島	あゆみ	日本銀行金融研究所企画役補佐
石岡	佑太	日本銀行金融研究所
小川	紘一	日本銀行金融研究所(田辺総合法律事務所弁護士)

本報告書の構成は、次のとおりである。2節において本報告書の検討対象とする法的論点と金融機関におけるAIの利用態様について確認を行う。3～5節において、AIの利用に伴う法的リスクとその管理のあり方を分析する。最後に、6節において、以上の検討の結果を総括する。

## 2. 検討の対象

### (1) 法的論点

#### イ. 私法上の論点

金融機関における AI 利用に関連する法的論点は多岐にわたるが<sup>5</sup>、本報告書では、金融機関における AI 利用が進展するにつれ、より、中心かつ重要な法的論点になると考えられる利害関係者間の責任の所在という私法上の論点、すなわち、AI が不正確な情報を生成し、それが損害発生につながる場合、誰が何を根拠に誰に対して責任追及しうるかという問題<sup>6</sup>を議論する。

上記以外の主な論点として、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下、「個人情報保護法」という。）上の論点<sup>7</sup>、知的財産法上の論点<sup>8</sup>や競争法上の論点<sup>9</sup>等を挙げることができるが、これらについては、すでに検討が進められている<sup>10</sup>。

なお、本報告書では、生成 AI<sup>11</sup>を含めた AI 一般を検討の対象とする。AI とり

---

<sup>5</sup> AI のもたらしうるリスクの例と関係する主要法令を整理したものとして、AI 戦略会議・AI 制度研究会 [2025] 8～9 頁がある。

<sup>6</sup> AI システムの開発、提供、利用に関わるすべての主体間での責任分担を明確にすることが必要との指摘がなされているほか（金融データ活用推進協会 [2024] 77～79 頁）、AI に関する責任を分析したものとして、福岡 [2020] 148～162 頁。法と経済学の見地から、AI の利用によって発生した事故についての責任と法規整のあり方を検討したものとして森田 [2017] がある。

<sup>7</sup> 例えば、学習データの提供やプロンプト入力、生成される情報等が、第三者提供や情報漏洩に該当しうる可能性等が考えられる。

<sup>8</sup> 例えば、データを学習し、コンテンツを生成する際に著作権またはそれ以外の知的財産権等の侵害が生じる可能性等が考えられる。

<sup>9</sup> 例えば、大規模言語モデル（Large Language Model, LLM）開発には莫大なコストがかかるため、ビッグ・テック企業の寡占状態にあるところ、各事業者が同一の AI を利用する場合には、価格設定にあたり事業者間で合意がなくても、AI の並行利用による協調的行為として私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）上禁止されるカルテルに該当しうる可能性等が考えられる。

<sup>10</sup> 個人情報保護法上の論点に関しては、個人情報保護委員会による注意喚起がなされているほか（[https://www.ppc.go.jp/news/careful\\_information/230602\\_AI\\_utilize\\_alert/](https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/230602_AI_utilize_alert/)）、知的財産法上の論点に関しては文化審議会著作権分科会法制度小委員会 [2024]、AI 時代の知的財産権検討会 [2024] がある。競争法上の論点に関しては、公正取引委員会より、ディスカッションペーパー（公正取引委員会 [2024]）や実態調査を踏まえた報告書（公正取引委員会 [2025]）が公表されている。

<sup>11</sup> 文章、画像、プログラム等を生成できる AI モデルに基づく AI の総称との定義による。総務省・経済産業省 [2024] 9 頁。Bank for International Settlements [2024] も、Gen AI とは、自然言語のプロンプトからテキスト、画像、音楽等のコンテンツを生成できる AI を指すと

わけ生成 AI に関する技術が著しく発展し、金融分野を含めて広く利用されつつある中、AI 技術が抱える問題であるブラックボックス問題、バイアス問題、ハルシネーション問題等 (BOX 参照)<sup>12</sup>は、いずれも機械学習や深層学習の技術に起因しているため、これらを包括的に検討することが適当と考えられる。

## BOX : AI 技術が抱える問題

### (ブラックボックス問題)

機械学習、とりわけ深層学習による判定は高精度であるが、なぜそう判定したのか、人間に理解可能なかたちで理由を説明するものではない。深層学習の判定結果は、多層ニューラルネットワーク中のリンクの重みに基づいたものであり、その複雑な処理に基づいた判定根拠を人間が理解することは困難であるため、深層学習はブラックボックスといわれる。

ブラックボックスには、上記のように、モデルの内部構造や意思決定プロセスの解釈の困難性に関する問題のほか、データとプロセスの履歴や追跡 (トレーサビリティ) の困難性が問題になることもある。また、確率モデルに基づくため、どのような条件でどのような結果が得られるかを 100% 予測したり保証したりできないことが問題になることもある。

### (バイアス問題)

機械学習の判定結果は、学習データ (訓練データ) の傾向を反映するため、学習データにバイアスが含まれていると、判定結果にもバイアスが反映される。学習データに差別的な内容が含まれる場合は、AI の出力結果にも反映される可能性がある。

### (ハルシネーション問題)

生成 AI は、深層学習による確率モデルに基づき、自然でもっともらしい応答を返してくるが、ウソや架空の出来事をあたかも事実であるかのような回答を生成する (ハルシネーション) 問題が伴いうる。

---

定義している。Bank for International Settlements [2024] p.94.

<sup>12</sup> 国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター [2023] 19 頁、同 [2024] 9、14 頁、同 [2025] 15、122 頁。

## ロ. 責任の所在を前提としたリスク管理の必要性

金融機関を含む事業者は、AI 技術によってもたらされるビジネスチャンスやリスク——AI が組織内でどのように利用され、どのような価値を生み出しているか、また、それに伴うリスクがどのように管理、軽減されているかを、十分に理解する必要がある。AI 利用に伴うリスクを踏まえ、組織としてどのようなリスク管理が必要かという AI ガバナンス構築の必要性は、金融機関にとどまらず AI を利用しようとする事業者一般に広く認識されているものの、現状は、事業者レベル、自主団体レベルで、AI ポリシー、管理ルール、利用ルールの策定または検討がなされているにとどまっている<sup>13</sup>。

会社法のもとでは、取締役について、組織内における AI ガバナンスを構築する責任、すなわち AI ガバナンス体制構築義務が、内部統制システム構築義務<sup>14</sup>の一内容として求められると考えられるが、その具体的な内容は明らかではない。本報告書で検討の対象となる私法上の論点すなわち AI の利用に伴う法的リスクを踏まえ、組織として、どのようなリスク管理をしていくか自体も、重要な法的論点の 1 つといえる。

### (2) 金融機関における AI の利用態様

現時点での金融機関における AI の利用実態<sup>15</sup>を踏まえると、総務省・経済産業省 [2025] (AI 事業者ガイドライン) を前提に、次の 3 つの類型に整理することが考えられる (下図参照) <sup>16</sup>。

まず、①汎用的 AI サービス利用型である。これは、事業者 A (AI 利用者<sup>17</sup>)

---

<sup>13</sup> AI ガバナンス協会 AI ガバナンス実装ワーキンググループ [2024] では、AI ガバナンスの民間での自主取組みを進めるハブとして蓄積された知見がまとめられている。

<sup>14</sup> 神田 [2025] 258 頁。田中 [2025a] 292 頁。藤田 [2019] 376 頁。最一判平成 21 年 7 月 9 日裁判集民 231 号 241 頁。

<sup>15</sup> 例えば、金融庁 [2025] 14～15 頁。

<sup>16</sup> 経済産業省 [2025] 7～8 頁。

<sup>17</sup> 他者が実装した AI システムをサービスに組み込み、AI サービスとして利用する者、または提供されている AI サービスを利用する者。AI 戦略会議・AI 制度研究会 [2025] 5 頁。総務省・経済産業省 [2024] は、事業活動において、AI システムまたは AI サービスを利用する事業者をいうとしており、業務外利用者 (事業活動以外で AI を利用する者または AI を直接事業で利用せずに AI システム・サービスの便益を享受する、場合によっては損失を被る者) は対象としていない。

が事業者 C (AI 開発者<sup>18</sup>・AI 提供者<sup>19</sup>) の提供する汎用的 AI サービスを利用する類型である。事業者 A が汎用的 AI モデルをシステムに組み込んだサービスを利用するケースであるが、当該サービスに事業者 A が自らシステム開発を行うケースも含まれる。

次に、②カスタマイズ型である。これは、事業者 C (AI 開発者・AI 提供者) の開発・提供する汎用的 AI サービスを利用する事業者 B (AI 利用者) が AI 提供者となって事業者 A (AI 利用者) 向けに改良・調整し、事業者 A が利用する類型である。この類型には、事業者 A が事業者 B に対して AI サービスの改良・調整を内容とするシステム開発を依頼するケースや、事業者 A の依頼を前提とせず、事業者 B が自ら開発した付加的な機能を組み合わせた AI サービスを提供するケースがある。類型②のカスタマイズには、追加学習、ファインチューニング、Retrieval Augmented Generation (検索拡張生成。以下、「RAG」という。)<sup>20</sup>等が含まれる。

最後に、③新規開発型である。これは、事業者 A (AI 利用者) が事業者 C (AI 開発者・AI 提供者) と提携して独自の AI モデルまたはシステムを開発・利用する類型である。AI の開発を手掛ける事業者 C に対し、より業務に特化したモデル・システム開発を依頼するケースといえる。

続いて、これらの類型における契約関係を確認する<sup>21</sup>。

まず、類型①においては、汎用的 AI モデルそのものの開発を行い、それを組み込んだサービスを提供する事業者 C (AI 開発者・AI 提供者) に対して、当該サービスを利用しようとする事業者 A (AI 利用者) がモデルの開発を直接依頼することは想定されず (開発委託契約は締結されない)、事業者 C と事業者 A との間には、利用規約に基づく合意が存在する。場合によっては、当該利用規約に基づく契約関係に加えて、事業者 C が提供する導入支援等のサービス提供契約

---

<sup>18</sup> データ収集やモデル学習、そのほかモデルのシステム基盤構築や入出力機能等の開発を行う者。AI 戦略会議・AI 制度研究会 [2025] 5 頁。総務省・経済産業省 [2024] 5 頁もほぼ同旨。

<sup>19</sup> 既存または新規システムに AI を組み込み、サービスに利用可能な状態で AI システムを提供する者、または AI の組み込みから AI サービスの提供まで実施する者。AI 戦略会議・AI 制度研究会 [2025] 5 頁。総務省・経済産業省 [2024] 5 頁もほぼ同旨。

<sup>20</sup> ユーザからの入力 (プロンプト) を生成 AI に渡す前に別途用意した外部知識ベース (専門知識や社内情報等) から検索し、プロンプトだけでなく検索結果から抽出した情報も合わせて生成 AI に渡して応答を生成させるものであり、よりカスタマイズされた応答が可能になるため、ハルシネーション抑制効果も見込まれている。国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター [2024] 47 頁。

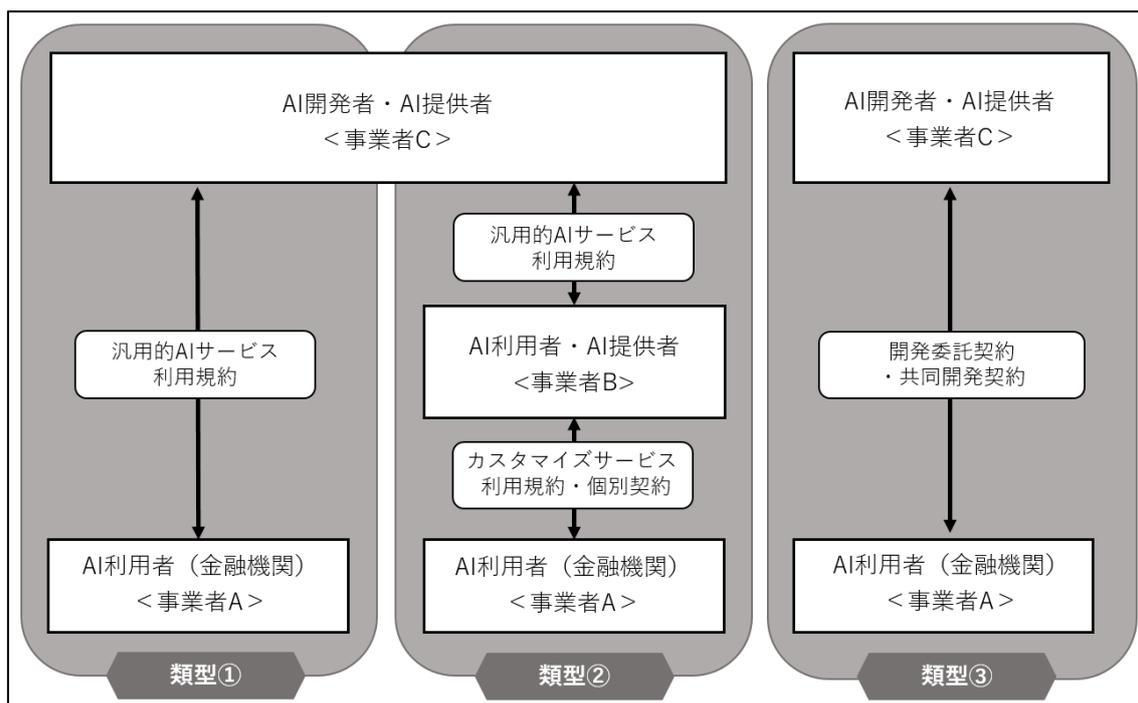
<sup>21</sup> 経済産業省 [2025] 7～9 頁も同旨。

が存在しうる。

次に、類型②においては、2つの契約関係が存在する。1つは、類型①の契約関係、すなわち汎用的な AI サービスを提供する事業者 C と当該 AI サービスを利用する事業者 B との間の契約関係であり、もう1つは、当該事業者 B が上記とは別の AI サービスの提供者となって当該 AI サービスを利用する事業者 A との間で締結する契約関係である。以下では、前者の契約関係は、類型①の契約関係（利用規約に基づく合意等）と同様であることを前提として、後者の契約関係については、AI サービスの提供者である事業者 B が用意する利用規約に基づく合意が存在する場合と、個別に締結される契約が存在する場合があります。以下を前提として、検討を行う。

最後に、類型③においては、事業者 C（AI 開発者・AI 提供者）と事業者 A（AI 利用者）との間で開発委託契約または共同開発契約が締結されることになる。

図 3つの類型における契約関係の整理



（経済産業省 [2025] をもとに作成）

以下では、AI の利用に伴う法的リスクを分析する目的から、金融機関の AI 開発者・AI 提供者に対する責任追及（下記 3. 参照）と、AI を用いたサービスを提供する局面における金融機関の責任（下記 4. 参照）について分析を行い、金融機関の AI ガバナンス体制構築義務の内容、とくに具体的なリスク管理のあり方について検討を行う（下記 5. 参照）。

### 3. 金融機関の AI 開発者・AI 提供者に対する責任追及

金融機関が利用する AI モデルまたはシステムにおいて、AI が生成した不正確な情報に基づく意思決定または自動処理によって、金融機関が顧客または第三者に対する損害賠償責任を負担する可能性や、期待されていた収益機会を逸する可能性がある。

例えば、金融機関が AI モデルまたはシステムを用いたサービスをその顧客(事業者のみならず、預金者等の個人を含む。以下、「AI 顧客」という。)に提供していたところ、AI が生成した不正確な情報に基づく自動処理がなされ、AI 顧客に対する損害賠償責任を金融機関が負担する場合を考える。このとき、金融機関は、当該 AI モデルまたはシステムを開発・提供した者に対し、いかなる請求を行うことができるか。金融機関と AI 開発者・AI 提供者との間の契約に基づく責任追及の可能性を検討しておくことによって(下記 3.(1) および(2) 参照)、AI の開発・導入の局面における法的リスクが明確になると同時に、あらかじめ締結しておくことが望ましい契約内容の明確化につながると考えられる(下記 3.(3) 参照)。

なお、金融機関における AI の利用態様は、上記 2.(2) のとおり、①汎用的 AI サービス利用型、②カスタマイズ型、③新規開発型があることから、必要に応じてそれらに言及する。

#### (1) 契約の類型に基づく分析

システム・ソフトウェアの開発委託にかかる契約については、請負契約(民法 632 条)または準委任契約(同法 656 条・643 条)が選択されるのが一般的である<sup>22, 23</sup>。請負契約のもとでは、開発者は完成義務(同法 632 条)を負うほか、合意した仕様どおりにシステムやソフトウェアが動作しない場合には、当該動作不良の原因について契約不適合責任(同法 559 条・562 条～565 条、636 条)を問われうる。これに対し、準委任契約のもとでは、開発者は善管注意義務(同法 644 条)を負い、当該義務違反を理由とする債務不履行責任を問われる可能性が

---

<sup>22</sup> システム開発について、森・濱田松本法律事務所ほか [2022] 23～25 頁。多くの場合、当事者間で契約形態について意見が対立するため、実務上は、準委任型・請負型の折衷的な契約形態(成果完成を報酬支払の基準とする準委任型)がとられる場合が少なくないとされる。中崎 [2024] 393 頁。

<sup>23</sup> ソフトウェア開発について、東京地方裁判所プラクティス委員会第二小委員会 [2011] 5 頁。

ある。

AI 開発においても同様であり、仮に、請負契約であることが契約上明らかであれば、AI 開発者・AI 提供者には完成義務が認められ、契約不適合責任が問題となりうるほか、準委任契約であっても債務不履行責任が問題となりうる<sup>24</sup>。

もともと、民法上の典型契約に関する規定は、当事者間の合意がない場合に適用されるものにすぎず、当事者の合意次第では、請負契約や準委任契約に当てはまらない場合もありうる。AI 開発者・AI 提供者の債務の内容を確定するうえでは、契約によって求められる成果の内容や水準が重要な論点となると考えられる<sup>25</sup>。そこで、以下では、AI 開発者・AI 提供者と金融機関との契約の内容について分析を行うこととする。

## (2) 契約の内容に基づく分析

### イ. 性能保証条項の有無

#### (イ) 性能保証の可否

AI システムを構成する AI モデル部分に関しては、完全な性能を想定できず、とりわけ未知のデータを前提とした性能保証は困難であるとの指摘もある一方<sup>26</sup>、評価用データを前提として契約当事者が性能保証を合意できる場合も存在している<sup>27</sup>。性能保証がある場合、AI 開発者・AI 提供者は、合意された性能を実現する義務を負い、保証された性能が実現されない場合には債務不履行責任を負うことになる（契約が全体として準委任契約と性質決定される場合でも、性能保証の合意については、このように解される）。性能保証に関する合意は、金融機関による AI 開発者・AI 提供者の責任追及を容易にする一方で、AI 開発者・AI 提供者にとっても、性能保証とりわけ評価指標に関する合意をしておくことにより、自らの責任範囲を明確化することができる。

---

<sup>24</sup> 経済産業省 [2025] 31 頁。

<sup>25</sup> 経済産業省 [2025] 31 頁。

<sup>26</sup> 経済産業省 [2018] 18～22、33～34 頁。従来型のソフトウェアでは、開発段階で取り扱われなかった未知のデータの処理についても、事前に一定の性能保証を行うことができる場合があるが、AI モデルに関しては、学習用データセット以外の未知のデータに対する挙動が不明確とされている。

<sup>27</sup> 実務的な解決策としては、評価用データを入力した場合の性能保証条項を置くことがあげられている。影島 [2020] 22 頁。現に性能保証があるケースも存在しているといわれている。

もっとも、類型①または②で典型的なように、AI モデルまたはシステムでは完全な性能を想定できない場合があり、そうした状況下にあつては、AI 開発者・AI 提供者が明示的に積極的な性能保証を行うことは困難と考えられる（むしろ、後述のとおり、性能に起因した損害賠償責任についての免除や制限が契約上定められている例がある。下記3.（2）ロ．参照）。ただし、当事者間で仕様および性能についての明示的な合意がない場合であっても、当事者意思の合理的解釈により、本来あるべき状態としての仕様および性能を確定することができれば、それによることが考えられる<sup>28</sup>。

### （ロ）カスタマイズと性能保証

金融機関は、汎用的 AI サービスをそのまま利用する場合もあるが（類型①）、何らかのカスタマイズがなされたものを利用する場合がある。類型①を前提として自らカスタマイズする場合のほか、類型②の場合がこれに相当する<sup>29</sup>。

さらに、類型②には、カスタマイズを行う事業者（以下、「カスタマイズ事業者」という。）が、自ら汎用的 AI サービスをもとにカスタマイズを行い、それに基づく AI サービスを広く提供するもの（類型②-1）と、特定の顧客の依頼に基づくカスタマイズを行い、当該顧客に提供するものがある（類型②-2）。類型②-1 におけるカスタマイズは、特定の顧客の依頼に基づくものではなく、開発委託関係はないことから、AI 利用者に対する性能保証が合意されることは想定しがたい<sup>30</sup>。一方、類型②-2 は、特定の顧客の依頼に基づくカスタマイズであり、開発委託関係があることから、性能保証の合意がある場合やカスタマイズ事業者が完成義務を負っていると解される場合もありうると思われる。

類型②-1 または類型②-2 で性能保証に関する合意がない場合であっても、カスタマイズ事業者たる AI 開発者・AI 提供者が、AI サービスの提供契約（準委

---

<sup>28</sup> 東京地方裁判所プラクティス委員会第二小委員会 [2011] 16 頁。ソフトウェア開発についての分析ではあるが、例えば、要件定義書・基本設計書に特段明示されていないが、本来ならば必要なはずの機能がないため、現状のシステムでは業務に支障がある場合が挙げられている。

<sup>29</sup> 金融庁 [2025] 14～15 頁。類型③については、汎用的 AI サービスを前提としていないという違いはあるが、そもそも、顧客の依頼に応じた開発委託はカスタマイズが前提となっており、カスタマイズ部分についての別個の性能保証の合意を観念する必要はない。

<sup>30</sup> もっとも、追加的に、顧客の依頼に基づくカスタマイズがなされるケースも観念しうるが、その場合の帰結は類型②-2 に準じることになる。

任契約) に基づく善管注意義務<sup>31</sup>違反を根拠に債務不履行責任を負う可能性はあると考えられる。AI のモデルまたはシステム開発に即していうと、AI 開発者・AI 提供者は、AI 開発の専門家 (ベンダ) として一般的に要求される平均的な注意義務を負い、平均的な AI 開発の専門家 (ベンダ) であれば適切に処理できるであろうことを行わなければ、善管注意義務違反を問われうると解される。例えば、カスタマイズ事業者によるカスタマイズ部分が原因で不正確な情報が生成された場合には、その善管注意義務違反が問題となりうると考えられる<sup>32</sup>。ただし、金融機関が、カスタマイズ事業者が平均的なベンダの注意義務を尽くしていたか否かを立証することは、通常は容易ではないと考えられる<sup>33</sup>。

類型②の深刻な問題は、カスタマイズ事業者が実装したカスタマイズ部分と、基盤となっている AI モデルのいずれが原因となって不正確な情報が生成されたかが明らかではない場合に生じる。カスタマイズ事業者は、基盤となっている AI モデルに起因する不具合・リスクをコントロールできる地位にない。したがって、カスタマイズ事業者の完成義務が認められうる範囲としても、善管注意義務の及ぶ範囲としても、カスタマイズ部分に限定するのが相当であると考えられる。こうしたもとでは、少なくとも、カスタマイズ部分に起因して問題が生じていることが立証できなければ、金融機関によるカスタマイズ事業者に対する債務不履行責任の追及は困難となろう。また、原因を技術的に立証できるとしても、コスト等の面で対応が難しいことも考えられる。

## ロ. 免責条項等の有無

AI 開発者・AI 提供者は、AI が不正確な情報を生成した場合に備え、あらかじめ責任を免除する条項 (以下、「免責条項」という。) や、責任を制限する条項 (以

---

<sup>31</sup> 善管注意義務とは、債務者の職業・地位・知識等において一般的に要求される平均人の注意義務であり、各具体的場合の取引の通念に従い、相当と認められる人がなすべき注意を行う義務をいう。幾代・広中 [1989] 225 頁 [中川高男]。

<sup>32</sup> RAG を実装した AI モデルまたはシステムにおけるハルシネーションの定義について、確立されたものはないが、出力内容が提供されたデータに基づいているか否か、およびそれが事実に基づく正しい情報かどうかという点で判断する方法がある。Magesh *et al.* [2025] pp.220-222.

<sup>33</sup> 例えば、カスタマイズ事業者が実装した RAG を原因とする不正確性が生じた場合には、AI 利用者が RAG のデータや AI モデルを入手し、これらをもとに不正確性の原因を検証することが考えられる。もっとも、実装されているデータ自体はカスタマイズ事業者が作成していること、通常それらの収集は容易ではないうえ、検証には技術的な困難が伴うことが想定される。

下、「責任制限条項」という。)を契約に設けておくことがある。

具体的には、類型①の場合では、AI 開発者・AI 提供者が定める約款において、AI の回答の不正確性に対する AI 開発者・AI 提供者の免責条項や責任制限条項が定められている例がみられる<sup>34</sup>。また、類型①の AI 開発者・AI 提供者は、国外事業者であることが多く、その約款において外国法が準拠法選択されているところ、当該免責条項等の無効を争うとしても、その法的不確実性は高い。

類型②の場合にも、類型①と同様、カスタマイズ事業者の免責が定められている例がある。わが国では、企業間取引の免責条項の有効性が争われた裁判例は少ないものの、まず、事業者の全面的な免責を認める契約条項は、当該事業者に故意または重過失があったとしても、その免責を認める結果となり、当事者の衡平を著しく害するため、その有効性に疑義が生じうると考えられる<sup>35</sup>。さらに、事業者に故意または重過失<sup>36</sup>のない場合すなわち軽過失の場合に生じた損害の全部を免責する条項は、取引態様によっては無効とされたり（民法 90 条）<sup>37</sup>、民法上の定型約款の不当条項に該当すれば、みなし合意の適用除外となる（同法 548 条の 2 第 2 項）可能性がある<sup>38</sup>。

## ハ. 運用保守・アップデートの有無

AI モデルまたはシステムを利用していた際に生じた不正確な情報が、AI モデルの学習やカスタマイズに用いたデータの陳腐化によるものであった場合には、

---

<sup>34</sup> 例えば、現状の技術水準および汎用的 AI モデルを前提としてではあるが、AI による出力には、その性能等に起因する誤りが含まれる可能性があり、ベンダは、当該 AI による出力結果の誤りに関連または起因して生じたユーザの損害について一切の責任を負わない旨の免責条項がおかれる例がみられる。

<sup>35</sup> 郵便業務従事者の書留郵便物についての損害賠償を免除または制限した郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定について、最大判平成 14 年 9 月 11 日民集 56 卷 7 号 1439 頁、ホテルの宿泊客の損害賠償義務の範囲制限を定める宿泊約款について、最二小判平成 15 年 2 月 28 日裁判集民 209 号 143 頁。

<sup>36</sup> 判例では、重過失とは、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態（結果の予見が可能でありかつ容易であること、結果の回避が可能でありかつ容易であること）であるとされている。例えば、東京地判平成 21 年 12 月 4 日判タ 1322 号 149 頁（ジェイコム株式誤発注事件）。

<sup>37</sup> 例えば、レンタルサーバの障害によって顧客のデータ等が消失したことが問題となった裁判例についてであるが、顧客について十分な保証が受けられるだろうと期待する程度に高額な利用料が設定されている場合や、障害が生じうることが想定しにくい場合等が無効となりうる例として挙げられている。嶋寺・細川・小林 [2020] 136 頁。

<sup>38</sup> 嶋寺・細川・小林 [2020] 136 頁。

性能保証の合意がなされていたとしても、合意当時のデータに基づいた出力である以上、性能保証条項に基づいた対応を求めることはできないと解される蓋然性が高い。その結果、AI 開発者・AI 提供者に対する契約責任の追及可能性は、もっぱら善管注意義務を基準とすることになると考えられる。

上記3.(2)イ.(ロ)のとおり、善管注意義務に基づく責任追及には限界があることを踏まえれば AI 開発者・AI 提供者が提供するサービス内容の質の維持または運用保守という観点からは、AI 開発者・AI 提供者がデータやモデルのアップデート等の早急な対応を図ることが望ましい。開発契約の内容によっては、AI モデルまたはシステムの保守等を行う義務が認められる場合もあると考えられる。

この点、類型①から③のいずれについても、AI モデルまたはシステムの運用に関する継続的な契約関係が存在する場合がある<sup>39</sup>。AI モデルまたはシステムの運用に関する継続的な契約関係が存在し、かつ、開発契約締結の時点で AI モデルまたはシステムに生じうるリスク分析が技術その他の制約により十分に実施できない場合には、開発契約単体でリスク調整を行うのではなく、その後に締結される契約で段階的に調整することで、より実態に即したリスク分配が可能になりうる旨の指摘がなされている<sup>40</sup>。

こうしたリスク分配を図る観点では、例えば、運用に関する契約において、AI 開発者・AI 提供者には、モデルやデータのアップデートを行う努力義務、モデルの不具合（不正確な情報の生成）を発見したときには直ちにその内容を通知し、遅滞なく不具合に対応する義務を定め、AI 利用者である金融機関には不具合やアップデートに関連する情報を発見したときに AI 開発者・AI 提供者に通知する義務を定めておくことが有用であると考えられる。

あるいは、AI モデルまたはシステムの開発契約に、ベンダ（AI 開発者・AI 提供者）とユーザたる金融機関（AI 利用者）の双方にプロジェクト・マネジメント義務および協力義務をあらかじめ規定しておくことも考えられる。すなわち、システム開発契約では、ユーザ側のニーズに合わせたシステム開発が完成するか不確実な性質があることから、ベンダにプロジェクト・マネジメント義務を、ユーザに協力義務を措定することが裁判例で認められている<sup>41</sup>。AI の開発にお

---

<sup>39</sup> AI モデルまたはシステム開発においては、システム・ソフトウェア開発でも採用されることのある多段階開発方式（開発工程をいくつかに分け、複数の個別契約を締結する方式）が想定されており、そうした工程のなかには、追加学習を含む運用・保守段階も想定されている。経済産業省 [2018] 33、43～44 頁、古川ほか [2021] 239 頁。

<sup>40</sup> 経済産業省 [2025] 32 頁。

<sup>41</sup> 東京地判平成 16 年 3 月 10 日判タ 1211 号 129 頁、東京高判平成 25 年 9 月 26 日金判 1428

いても、AI 開発者・AI 提供者について、AI モデルまたはシステム開発に続き、そのモデルまたはシステムの適正な稼動を管理する義務が認められると解される余地があり<sup>42</sup>、契約上も明らかにしておくことが考えられる。AI 利用者についても、協力義務の一環として、AI モデルまたはシステムを適正に利用する義務や、AI モデルまたはシステムの不具合を発見したときには、直ちにその内容を通知する義務、不具合の解決に向けて協力を行う義務を定めることが考えられる。

AI モデルまたはシステムの開発においても、このようなプロジェクト・マネジメント義務および協力義務を認めることで、不正確性が問題となる事象が見つかった場合には、互いに協力をして対応を図ることが、AI モデルまたはシステムの適正な運用のために不可欠な要素になると考えられる。また、このような義務をあらかじめ明確にしておくことで、カスタマイズのために用いたデータやアップデートに用いたデータにかかる情報提供を、プロジェクト・マネジメント義務の一環としてベンダが行うことにつながり、AI 利用者による善管注意義務違反にかかる立証が容易になるほか、そもそも善管注意義務違反を抑止する効果があると考えられる。

### (3) 望ましい契約上の定め

上記 3.(2) でみた法的不確実性の発生を回避する観点から望ましい契約上の定めとしては、まず、契約責任の成立範囲をあらかじめ明らかにしておく観点からは、性能保証、あるいは、それが難しい場合であっても具体的な評価指標を AI モデルまたはシステムの開発契約で定めておくことが考えられる。これには、AI 開発者・AI 提供者においても、自らのリスクを明らかにできる利点がある。

次に、運用の段階については、運用に関する契約や開発契約に基づくプロジェクト・マネジメント義務または協力義務の内容として、不具合発生時の連絡および対応義務、アップデートの範囲および期間、未知のデータに対する不具合についても継続運用のなかで対応を図るといった双方の協力義務（契約による柔軟

---

号 16 頁（スルガ銀行事件控訴審判決）。プロジェクト・マネジメント義務は、準委任契約においては、ベンダが負う善管注意義務の一内容と位置付けられている。西本 [2020] 158 頁。

<sup>42</sup> 松尾・西村 [2022] 462 頁は、プロジェクト・マネジメント義務に基づき、ベンダとしては、ユーザが提供したデータを漫然と学習用システムに投入するだけでなく、開発のスケジュールや内容等について役割分担に沿って必要な働きかけを行うべきであり、それを怠っていると義務違反が認められる可能性がある」と指摘している。

な解決)を規定することが考えられる<sup>43</sup>。

以上の指摘事項は、事前に契約交渉の可能性がある場合(類型②-2 または類型③)を前提としたものであるが、実際には利用約款が準備されている等の事前の交渉可能性がない場合(類型①または類型②-1)も多い。その場合には、以下の事項に留意すべきと考えられる。

まず、AI利用者である金融機関による契約責任の追及可能性が小さくなる点である。解釈上、本来あるべき状態としての仕様および性能が確定できれば、それに至らない履行内容については債務不履行責任を問うるが、その確定には開発実務の定着が必要となり、一定程度の年月の経過が必要と考えられる。また、善管注意義務違反の立証が可能な限り、債務不履行責任を追及できる可能性はあるとしても、およそ立証が不可能なケースや免責条項が有効なケースも考えられる。

こうした状況下での利用については、必然的に自己責任のもとで行わなければならない場面が多くなる。したがって、ハルシネーションの発生を検知し、対応できる利用体制の整備が重要となる。また、開発後のアップデートについても、AI開発者・AI提供者による事後的なフォローアップが想定されない場合には、自ら主体的に管理を行っていく必要がある。したがって、アップデートの必要性の確認、不具合の発生状況に関するモニタリング等を通じて、問題発生を検知する利用体制の整備が重要となる。これらは金融機関内部における体制整備の問題であり、ガバナンスがより重要な課題となる(下記5.参照)。

仮にこうした契約上の問題に起因して、社会に便益をもたらさうるAIの利用・普及が制約される事態が生じるようであれば、AI開発者・AI提供者に対する情報提供義務や立証責任のあり方に関する立法的な手当てを検討する余地がある。

#### 4. AI顧客に対する金融機関の責任

以下では、金融機関が、AIを利用したサービスをAI顧客に提供している局面における金融機関の責任、すなわち、AIの不正確性等に起因した損害がAI顧客

---

<sup>43</sup> 以上のような契約上の定めは、AIシステム自体が備えるべき性能や構造に関する要件(プロダクト要件)やAIシステムを開発・運用する事業者が遵守すべき要件(マネジメント要件)を当事者間で自主的に定める試みであるとも解しうる。プロダクト要件とマネジメント要件の組み合わせによるAI規制のアプローチ等を紹介するものとして、羽深[2024]91～92頁。

に発生した場合、金融機関はどのような責任を負う可能性があるかについて分析を行う。

現在、検討または導入されている金融機関の AI のユースケースは、AI の生成した情報をもとに金融機関（の従業員）が意思決定を行う例が大半であるとされる<sup>44</sup>（以下、「支援型」という。）。こうした AI の利用は、金融機関が AI の生成した情報をもとに何らかの行為（作為または不作為）をなすことを意味しており、その結果、AI 顧客に何らかの損害が発生した場合には、その損害発生の原因となった行為の主体である金融機関の責任の問題となる。このほか、金融機関（の従業員）による意思決定を介さずに、AI が自律的に判断・決定を行い、AI 顧客にサービスを提供する形態も想定しうる（以下、「自律型」という。）<sup>45</sup>。こうした AI の利用形態<sup>46</sup>のもとで AI 顧客に何らかの損害が発生した場合にも、サービスの提供主体である金融機関の責任の問題となると考えられる。現時点で自律型のユースケースは極めて限定的とみられるが、支援型とあわせて検討することで、両者のリスクの相違について考察する。

### （１）支援型の AI 利用における金融機関の責任

銀行業務における支援型の AI 利用は、外部照会業務や融資審査業務において既に存在している。こうした AI 利用は、従来、人間が対応していた事務処理を効率化するためのものであり、コンピュータ・システムが用いられる場合と機能的には同等といえる。したがって、AI が利用されているからといって、サービス提供主体が金融機関であることに変わりはなく、また、金融機関の顧客に対する債務の内容に影響を与えるものではないと考えられる。

代表的な例として、まず、預金者に対する外部照会業務については、金融機関は預金契約<sup>47</sup>を前提として預金者からの照会に正確に回答する債務を負っているところ、AI の判断を参照しながら預金者からの照会対応を行うとしても（例えば、キャッシュカードの紛失に伴う利用の一時停止や再発行手続きにかかる照会への対応）、正確に回答するという債務の内容に変化は生じない。そして、外

---

<sup>44</sup> 例えば、金融庁 [2025] 17 頁。

<sup>45</sup> 金融庁 [2025] 17 頁では、こうしたユースケースの存在が示されている。

<sup>46</sup> このほか、AI 利用のユースケースに関しては、自律型のサービスを提供すると同時に、人によるサービスという代替手段も提供するケース等がある。例えば、基本的には自律型サービスを提供するが、人による対応を希望する顧客には支援型を提供しているケースがこれに該当する。この場合には、完全な自律型には該当せず、支援型と同一の帰結となる。

<sup>47</sup> 預金契約については、神田・森田・神作 [2016] 85～87 頁。

部照会に対する回答を行うにあたって AI の判断を参照しても、上記債務の履行の有無（正確な手続を案内したか否か等）は客観的に判定可能である。ここでは金融機関が適切に債務を履行したかどうかだけが問題になるのであって、AI がなぜそうした判断を行ったのかということは問題とならない。よって、外部照会業務において支援的に AI が利用され、例えば、不正確な回答によりキャッシュカードの利用停止が遅延し、不正利用が発生した場合の金融機関の債務不履行は明らかであるといえる。

次に、融資審査業務については、そもそも諾成的金銭消費貸借契約（民法 587 条の 2）は、書面または電磁的記録によって、貸主が借主に金銭を引き渡すことを約し、借主が同額の金銭の返還を約することをもって成立することから、融資審査の時点では、書面等によって金融機関は、何ら金銭の引渡しを約していないため、諾成的金銭消費貸借契約は成立しておらず、融資申請者に対して貸す債務は負っていない<sup>48</sup>。それゆえ、AI により稟議書案を作成したり、金融機関が審査の過程で AI の判断を参照したりしたとしても、そのことのみによって、金融機関の融資申請者に対する債務不履行責任が生じるわけではない。

さらに、支援的に AI を用いるということは、最終的な意思決定を従来どおり人が行うことを意味する。融資審査業務における支援型の AI 利用においても、AI の判断は、融資審査における参照情報のひとつにすぎず、人による最終的な意思決定に基づく従来の業務と本質的な違いはないと解される。同様のことは、融資謝絶がなされる場合についても妥当する。融資謝絶については、監督指針に基づき、これまでの取引関係や、顧客の知識、経験、財産の状況および取引を行う目的に応じ、可能な範囲で、融資謝絶の理由等を説明する態勢の整備が求められている<sup>49</sup>。その際にも、AI の判断はあくまでも融資謝絶という最終的な意思決定を導くうえでの参照情報であって、融資謝絶の理由等が適切に提示されている以上、融資謝絶の対応に影響はないと考えられる。

以上によれば、融資審査業務において支援的に AI が利用された場合において、例えば、融資申請者が適切な時期に資金を用意できず、ビジネス機会を失い融資があれば得られるはずであった収益を得られなかったとしても、金融機関に貸

---

<sup>48</sup> この点、契約準備段階における信義則上の注意義務違反を理由として、貸主たる金融機関に融資義務が肯定されることがある。谷口・五十嵐 [2006] 108～143 頁 [潮見佳男]。ただし、支援型の AI の利用があるという事実のみから、取引を開始し契約準備段階に入った者として信義則の支配する緊密な関係に立つ（最三判昭和 59 年 9 月 18 日裁判集民 142 号 311 頁）と評価されるわけではないと考えられる。

<sup>49</sup> 金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」「II-3 業務の適切性」（<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/chusho/02b.html>）参照。

す債務はないため契約責任は成立せず、また融資謝絶に妥当な理由がある限り不法行為責任も成立しないことになる<sup>50</sup>。

なお、以上のような支援的な AI 利用は、各局面における銀行業務について従来から認められる金融機関の債務を必然的に変更させるものではなく、AI を利用したサービス提供を行うための個別の契約締結は必ずしも必要ではないと考えられる<sup>51</sup>。

## (2) 自律型の AI 利用における金融機関の責任

自律型としての AI 利用も、業務の効率化のためにコンピュータ・システムが用いられることは支援型と同様であるが、AI の判断が人間の判断を介すことなく金融機関の行為となる点で違いがある。もっとも、自律型であるからといってサービスを提供する主体が金融機関であることには変わりはないほか<sup>52</sup>、既存の業務に関して金融機関が顧客に対し負っている本質的な債務の内容に影響を与えないのは支援型と同じであると考えられる。

例えば、外部照会業務を AI が自律的に行うケースを想定してみる。AI が預金者からの照会に対して自律的に回答し、さらに送金やキャッシュカードの再発行手続等を行うというケースである。そうした AI の利用形態であっても、預金者からの照会に正確に回答するという金融機関の債務の内容は変わらない。ま

---

<sup>50</sup> なお、金融機関について融資審査を公正に行うという信義則上の義務が認められ、仮に AI の生成する情報に不公正なバイアスが含まれていた場合には、そうした AI を利用した融資審査は当該義務に違反する可能性がある。もっとも、従前と同様、人の意思決定をもとに融資審査がなされる限りは、当該義務の遵守は疑いがないといえる（これに対し、自律型については後掲注 54 参照）。

<sup>51</sup> むしろ、以上のような局面で AI の利用を理由とした責任制限条項が契約に定められている場合には、その有効性が問題になりうると解される。ただし、一般論として、責任制限条項とあわせて、対価を低く設定したサービスが提供されることが契約内容となる場合には、当該条項の有効性が認められる余地がある（東京地判平成 21 年 5 月 20 日判タ 1308 号 260 頁）。このほか、従来のサービスよりもリスクが高いもののそれを利用することのベネフィットが顧客にあり、それについて十分な説明を受け、責任制限条項と合わせて合意している場合も同様と考えられる。以上は自律型についても同様にあてはまる。

<sup>52</sup> これに対し、AI を「意図を持たないエージェント」として扱う提案 (Ayres and Balkin [2024]) では、AI を利用して事業をする主体をプリンシパル (本人)、AI をエージェント (代理人) とみなしてエージェントの行為についてプリンシパルに責任を負わせるエージェンシー法理の適用が認められる旨指摘されており、その前提として AI に過失を認めることとしている (同論文を紹介したものとして田中 [2025b])。本研究会は AI を法的主体としては扱わず、もっぱら AI を利用している主体の過失の問題として扱っている。同様の立場として、福岡 [2020] 148 頁。

た、AI が回答または手続の実行を自動執行しても、その債務の履行の有無（照会に対する回答または手続の自動執行が正確になされているか等）も明らかであり、AI がなぜそうした判断を行ったのかは債務不履行の事実を判定するうえで問題とならない。

また、融資審査・実行までを AI が自律的に行うケースを想定してみても、上記 4.（1）と同様、金融機関は融資申請者に対して貸す債務を負ってはいないなか、AI によって融資謝絶が行われたとしても、監督指針上で求められる程度の判断の妥当性の説明<sup>53</sup>が求められるにとどまる<sup>54</sup>。

もっとも、自律的な AI 利用のうち、金融機関の債務の内容に判断および裁量の要素が含まれており、AI の判断がそれを代替する利用形態では、AI の判断の妥当性が論点となる。例えば、債権管理を AI が自律的に行うケースを想定してみる。金融機関がコミットメントライン契約等<sup>55</sup>に基づく貸す債務を負っているとする<sup>56</sup>。このとき、AI の判断により、貸付が実行されず、その結果、AI 顧客に投資機会の逸失や資金繰り悪化による倒産といった損害が発生する事態が生じたとする。前提となっている金融機関の貸す債務には、貸付の実行や中止に関する判断および裁量が含まれているところ<sup>57</sup>、AI の不作為が契約に沿った対応であるのかの評価は客観的に明らかではなく、AI の判断の妥当性が問題となる場合もある。より具体的には、AI の判断によって損害を被ったとする AI 顧客が、金融機関の債務不履行（AI の判断が妥当ではなかったことや利用している AI のリスク管理が不十分であったために不正確な判断がなされたこと等）の存在を主張・立証する責任を負うのに対して、金融機関の側において、当該債務不履行が自らの責めに帰すべき事由によるものではないこと（十分なリスク管理

<sup>53</sup> 説明すべき内容については、前掲注 49 に対応する本文参照。

<sup>54</sup> 仮に、AI の生成した判断の根底に不公正なバイアスが含まれていた場合には、融資審査を公正に行うという信義則上の義務に違反しうる余地がある。

<sup>55</sup> コミットメントライン契約とは、一般に、あらかじめ約定した期間、極度額、融資条件等の範囲内であれば、取引先がいつでも融資を受けることができる枠（クレジットライン）を設定し、金融機関は融資の申出に応じて融資を行うことを約し、取引先はこれに対し手数料を支払うことを約する契約をいう。神田・森田・神作 [2016] 151 頁。

<sup>56</sup> コミットメントライン契約は、融資契約そのものではなく、融資枠を設定する契約であり、個々の融資自体は別途の意思表示により個別に金銭消費貸借契約が成立するとされている。借主のみが有する予約完結権行使により金銭消費貸借契約が成立することになる。神田・森田・神作 [2016] 151 頁。

<sup>57</sup> 例えば、日本ローン債権市場協会の推奨のコミットメントライン契約書 (<https://www.jsla.org/wp-content/uploads/legacy/2005/3120190626125732.doc?d=1>) では、6 条において貸付前提条件が定められており、貸付人にはさまざまな指標の充足性について一定の判断が求められている。

体制を構築・運用していたこと)を主張・立証する責任を負うことになるものと考えられる。

こうした紛争の発生を予防するためには、金融機関の判断または裁量を AI に代替させることによって、従来と異なるリスクが生じるのであれば<sup>58</sup>、AI を用いるベネフィットのある金融機関が、AI 顧客に対して、そのリスクを十分に説明し、AI による判断に服することの合意 (AI サービス利用契約) を求める必要があると考えられる。AI 顧客においても、AI を利用したサービスの提供を受けることに伴うリスクを認識し、それを上回るベネフィットがあると判断する場合には、そうした契約に合意する合理性があると考えられる<sup>59</sup>。現状、契約における金融機関の判断の妥当性が金融機関に対する顧客の信頼によって成り立っているとすれば、AI が人間の判断に代替することはただちに受容され難い可能性がある。上述した顧客に対する説明は、金融機関に対する信頼を要素とする債務を、AI の判断に依存する債務へと変化させるうえでも重要な役割を担うと考えられる。

自律型の AI によるサービスを受けることにリスクが伴い、その十分な理解が必要な場合等に、代替手段の提供なく自律型の利用のみを促すことは、AI 顧客の利益を害する可能性があると考えられる。このような AI サービスを提供するにあたっては、金融機関は、代替手段を用意することや、AI の利用に際していわゆる適合性の原則に相当する配慮を行うこと等が考えられる。顧客が AI の利用に伴うベネフィットのほかにデメリットおよびリスクを甘受する可能性があるならば、事前にその説明が必要と考えられ、適合性の原則のように、その顧客の知識および経験に応じた取引または勧誘が望ましいといえる。

なお、AI によるサービスの提供に伴って発生しうるリスクは、顧客のみならず、金融機関にも影響を与えるものである。このため、金融機関と AI 顧客の間で適切なリスク分配を図る観点から、AI サービス利用契約によって金融機関に

---

<sup>58</sup> 債務を履行するにあたって金融機関の判断および裁量が認められている場合、それを人間が行うことと AI が代替することのリスクの違いは必ずしも明らかではない。この点、AI の提供するサービスが、人間の提供するサービスと同程度のリスクしかもたらさないにもかかわらず、人間が提供する場合よりも厳格な規制が課されるならば、AI による技術革新を阻害することになると指摘されている。田中 [2025b] 93 頁。また、AI 固有の問題ではなく既存の規制に内在していた問題が AI の利用によって浮き彫りになったことを指摘する見解もある。羽深 [2024] 86～87 頁。

<sup>59</sup> 例えば、金融機関が、あらかじめ定めた分散ルール等の運用基準の範囲内で AI が一任運用をするというフェンドラップ・サービスを提供する場合については、顧客において、運用基準が守られている限り金融機関に責任追及ができないというリスクはあるとしても、手数料が低く設定されるというベネフィットがあれば、そうしたサービス提供を望むとも考えられる。

は合理的な範囲で免責が認められる必要があると考えられる。現状、金融機関はその社会的な役割から、法令、各種指針に基づいて高い水準の義務が課される場面も多い。付加価値を有する効率的な AI サービスが実装されていくためには、金融機関に認められる免責範囲は重要な論点になると考えられる。

### (3) 不法行為責任の追及における法的問題

金融機関と AI 顧客の間で AI の不正確性等に起因して損害が発生した場合には、それが債務の本旨に従った履行に該当しない事実は明らかであるため、基本的には契約に基づく責任追及がなされると考えられる。もっとも、不法行為が問題となる場面もありうる。例えば、自律型の AI を用いた融資審査において、AI の判断に不公正なバイアスが反映されていた場合には、融資審査を公正に行うという信義則上の義務に違反しうる<sup>60</sup>。この場合、金融機関と AI 顧客の間には融資契約関係はないとしても、信義則上の義務違反に基づく不法行為責任を追及することが考えられる。

問題は、AI 顧客において、AI が生成した判断の根底に不公正なバイアスが含まれていたことを立証できるかという点である<sup>61</sup>。こうした事例では、AI がなぜそのように判断したのかという理由の説明は難しく (AI のブラックボックス問題)、判断に至った過程を事後的に検証することも難しい (AI のトレーサビリティの問題) という特質が影響することになる。また、こうした特質に伴い、金融機関の過失 (予見可能性) の存在も AI 顧客が立証するのは困難と解される。

さらに、AI 顧客は、金融機関が利用していた AI を開発した AI 開発者に対して不法行為責任を追及することも考えられるが、上記の立証の問題は同様に該当する<sup>62</sup>。

なお、不法行為責任の立証負担 (過失の立証) を緩和する特別法としては製造物責任法 (平成 6 年法律第 85 号) がある。AI 開発者に対する製造物責任の追及

---

<sup>60</sup> 前掲注 50、54 およびそれらに対応する本文参照。

<sup>61</sup> 不法行為責任の成立には、①加害者に故意または過失があること、②損害が発生していること、③他人の権利を侵害していること (違法性があること)、④加害行為と損害との間に因果関係があることが必要であり (民法 709 条)、いずれについても、不法行為責任を追及する被害者である AI 顧客が立証責任を負う。

<sup>62</sup> 福岡 [2020] 158 頁、同 [2023] 32 頁。被害者が、AI の利用状況を知らない開発者に予見可能性があったことを立証するのは容易ではないこと、AI が開発者の想定外のふるまいをした場合には予見可能性があったことを立証することは容易ではないことが指摘されている。

については、(i) 現行の製造物責任法における「製造物」には、純然たるソフトウェアとしての AI モデルは含まれないと解されること<sup>63</sup>、(ii) ブラックボックス化、複雑化している AI の欠陥の存在を、被害者が立証することは困難であること等から、同法に基づいて AI 開発者の製造物責任を追及することは事実上不可能と考えられる。以上のような帰結に問題があるとするならば、立法による対応が検討されるべきと考えられる<sup>64</sup>。

## 5. 組織内部におけるリスク管理

金融機関を含む事業者は、組織における AI の利用を決定すると同時に AI 利用に伴うリスク管理を行う必要がある。取締役には、内部統制システム構築義務の一内容として AI ガバナンス体制構築義務が認められ、AI の利用における組織内の最終的な責任を負うと解される。今後はどのようなリスクに対して、どのような管理を行うべきかをより具体的に検討していく必要がある。

以下では、金融機関に求められる AI ガバナンス体制構築義務の内容を考察したうえで、同義務が遵守されるために必要なリスク管理のあり方を検討する。

### (1) AI ガバナンス体制構築義務

金融機関に求められる AI ガバナンス体制構築義務の内容については、確立した見解があるわけではない。そこで、同義務の前提となっている内部統制システムと、金融庁が公表している「モデル・リスク管理に関する原則」（以下、「MRM 原則」という。）<sup>65</sup>を手掛かりにその内容を検討する。

---

<sup>63</sup> 例えば、経済産業省 [2018] 34～35 頁。製造物責任法における「製造物」とは、「製造又は加工された動産」と定義されており（同法 2 条 1 項）、動産は民法上有体物に限定されている（民法 86 条 2 項、85 条）。プログラムのみの AI は製造物に該当しないと解するものとして、福岡 [2020] 156～157 頁。

<sup>64</sup> 欧州では、AI Act の制定と並行して、AI の利用に伴う損害賠償制度の見直しも進められており、2024 年 10 月には製造物責任指令の改正法（Directive (EU) 2024/2853 of the European Parliament and of the Council of 23 October 2024 on liability for defective products and repealing Council Directive 85/374/EEC）が成立した。同指令では、AI 技術への対応として、損害概念、製造物等の定義、欠陥概念の見直し等が行われている。製造物責任指令の改正案を紹介した文献として、角田・戸田 [2022]、福岡 [2023]、小塚 [2024]、De Luca [2025]がある。

<sup>65</sup> [https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211112/pdf\\_02.pdf](https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211112/pdf_02.pdf)

## イ. 内部統制システムとしての AI ガバナンス

AI ガバナンス体制は内部統制システムの一部であることから、前者に求められる水準を後者と同等に考えるならば、①不適切な行為が行われた時点において、②通常想定されるリスクにつき、③同業他社並の水準で構築する必要がある<sup>66</sup>。もっとも、AI については技術の進展が速く、①や②については、AI ガバナンス体制を構築した後も不断の見直しを行うことが、③については、とくにグローバルに展開する金融機関においては国内に限らず海外同業他社並の水準を意識することが求められると考えられる。

なお、AI ガバナンス体制の構築・運用にあたっては、内部統制システムの場合と同様、取締役が一定の裁量が認められると解されるが、経営判断原則<sup>67</sup>が適用されるかについては明らかではない。とくに、金融機関については、判例上<sup>68</sup>、その高い公益性から同原則の適用余地は限定的なものとされており、AI ガバナンス体制の内容についても同原則が適用されない可能性がある点には留意が必要である。

## ロ. MRM 原則

金融機関の AI ガバナンス体制の内容を検討するにあたっては、金融庁が 2021 年に公表した MRM 原則を参考とすることができる。同原則は、金融システム上重要な金融機関を対象として、モデルの利用にあたって考慮すべき原則を定めたものであり、対象とされるモデルの定義には、AI モデルが含まれるとされている<sup>69</sup>。

---

<sup>66</sup> 中村 [2017] 126 頁。

<sup>67</sup> 取締役が会社の事業活動に関する決定（いわゆる経営判断）を行う際には裁量が認められ、その判断の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役としての善管注意義務に違反するものではないと解されている（経営判断原則）。最一判平成 22 年 7 月 15 日裁判集民 234 号 225 頁（アパマンショップホールディングス事件）。

<sup>68</sup> 最三小決平成 21 年 11 月 9 日刑集 63 卷 9 号 1117 頁（旧北海道拓殖銀行事件）。

<sup>69</sup> 同原則でいうモデルとは、定量的な手法（複数の定量的な手法によって構成される手法を含む。）であって、理論や仮定に基づきインプットデータを処理し、アウトプット（推定値、予測値、スコア、分類等）を出力するものをいうとされる。MRM 原則 5 頁。この定義に AI モデルが含まれることについては、金融庁 [2024] 5 頁。

また、モデルは、金融商品のプライシングや価値評価、リスク計測（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）において広く使用されてきたが、近年、その利用範囲

まず、MRM原則では、モデル・リスクとは、モデルの誤りまたは不適切な使用に基づく意思決定によって悪影響が生じるリスクをいい、より具体的には、①意図した用途（モデルの目的）に照らしてモデルに根本的な誤りがあり、不正確なアウトプットを出力する場合、②モデルが不適切に使用されている場合（想定した範囲外での使用や、モデルの限界を超える使用を含む。）に発現しうるものとされている。同原則におけるモデル・リスクには、AIの不正確性（ハルシネーション等）が含まれると考えられる。

そして、モデル・リスク管理にあたっては、①他のリスク管理と同様、「3つの防衛線」<sup>70</sup>に基づく組織構成のあり方や、役割・責任の割当て等による実効的なけん制の確保<sup>71</sup>、②モデル・ライフサイクル<sup>72</sup>に応じた実効的なけん制の確保、③リスク・ベース・アプローチ<sup>73</sup>によるリスク管理の実効性確保が重要であるとされている。3つの防衛線のほかに、取締役会等や上級管理職、モデル・リスクの関連会議体が果たす役割も重要とされている。金融機関のモデル・リスク管理体制の構築およびモデル・リスク管理に関する最終責任は、基本的には取締役等にあるが、取締役等が管理態勢の構築を行うことは現実的ではなく、その権限と実行は、チーフ・リスク・オフィサー（CRO）といった上級管理職やモデル・リスクの関連会議体に委譲されることが一般的である<sup>74</sup>。

このようなMRM原則のもとでは、リスク・ベース・アプローチによるリスク

---

が拡大しているほか（マネー・ローンダリング等対策、不正検知、アルゴリズム取引等の領域）、コンピュータの計算能力の向上や、機械学習・人工知能の手法の深化といった技術革新の成果を活用したモデルも多くなっていると指摘されている。MRM原則2～3頁。

<sup>70</sup> MRM原則6頁。MRM原則では、3つの防衛線とは、以下のように説明されている。すなわち、第1の防衛線（第1線）は、モデルを所管するまたはモデルの開発・使用に直接関係する部門・個人で構成され（モデル・オーナー、モデル開発者、モデル使用者等）、第2の防衛線（第2線）は、第1線に対するけん制を通じてモデル・リスクを管理する部門・個人で構成され、モデル・リスク管理態勢の維持、規程等の遵守状況およびモデル・リスク全体に対する独立した立場からの監視等の役割を担う。第3の防衛線（第3線）は、内部監査部門で構成され、金融機関のモデル・リスク管理態勢の全体的な有効性を評価するとされる。

<sup>71</sup> MRM原則に基づき3線モデルを構築している先は、その管理対象に生成AIを含めることが推奨されている。金融データ活用推進協会 [2024] 115頁。

<sup>72</sup> モデルの特定、リスク格付けの付与、開発、使用、変更、使用停止等のモデルが経る一連の流れと定義される。MRM原則6頁。

<sup>73</sup> モデル・リスク管理におけるリスク・ベース・アプローチとは、金融機関がモデルに内在するリスクを評価し、評価結果に基づいてリスクを管理することと定義されている。MRM原則7頁。

<sup>74</sup> 取締役等は、第2線のモデル・リスク管理部門からモデル・リスク管理の状況について報告を受け、必要に応じて改善事項等を指示し、その実行を監督することが主な役割になる。田中・曾我部 [2024] 21頁。

管理、すなわち AI の利用方法や態様に応じたリスク評価を行い、そのリスクに応じた実効的なけん制の確保の必要性和、AI 特有のリスクの考慮の必要性が導かれる<sup>75</sup>。

より具体的には、予期せぬリスクの事後的な顕在化や運用中の精度の変動に備えられるように、継続的、定期的なモニタリング等による実効的なけん制の仕組みを構築することが考えられる。その際には、リスクの大きさに応じて AI を利用したシステムの精度を定期的にモニタリングする体制や、定期的なサンプリング調査を行う体制を設けること等が考えられる。複数の部門で異なる AI を利用する場合には、全体的な統制を 3 線モデルで管理する必要性が高いといえる。

そのうえで、AI 特有のリスク、すなわち、ハルシネーションやバイアスの存在を前提としたリスク管理については別途考慮が必要である。そうしたリスクを前提に、人の意思決定を介在させる体制を構築することは、AI ガバナンス体制構築義務遵守の一態様といえる。他方で、ハルシネーションが存在するからといって、すべての利用に際し、ただちに人の意思決定を介在させること、すなわち、支援型しか利用すべきではないという帰結までにはならないと考えられる<sup>76</sup>。ここでも、リスク・ベース・アプローチに基づき、常に人の意思決定を介在させるのではなく、モニタリングおよび AI の精度評価を行う体制とすることも、AI ガバナンス体制構築義務の内容と認められると解される。

この点、人間の尊厳や個人の尊重という観点から、AI を人の意思決定に代替させるべきではないという価値判断もありうる。顧客にオプトアウトの機会を提供することが有効な対応となる場合もありうる。

---

<sup>75</sup> 金融機関が利用する AI モデルについても他のモデルと同様、適切にリスク管理を行うことが重要であり、その際には「リスク・ベース・アプローチ」の考えを踏まえ、モデルに内在するリスクの評価、その大きさに応じた管理を行うことが適当であるが、その評価においては AI 特有のリスクを十分に考慮することが重要であると指摘されている。金融庁[2024] 22 頁。

<sup>76</sup> 顧客対応型の生成 AI の利用に金融機関が慎重となっている理由としては、リスク・エクスポージャーの増加（誤ったアドバイスや商品の提供の可能性等）、関連する規制要件を満たすために必要な高い障壁（モデルの結果を検証する等）、企業独自の内部リスク管理ポリシー、モデルの結果が間違っている場合に最終的に責任を負う当事者の明確さの欠如、生成 AI と対話することに対する消費者の信頼の欠如、サードパーティのモデル・プロバイダーへの過度の依存に対する危惧が挙げられている。Crisanto *et al.* [2024] p.12.

## (2) AI ガバナンスのもとでのリスク管理

以上を踏まえ、AI ガバナンス体制構築義務が遵守されるために必要なリスク管理のあり方を検討する。なお、以下での検討は管理方法の一試案であり、これに限られるものではない。

まず、AI が組織内で広く利用されていく前提として、AI のリスクに関する社内教育を徹底し、それに資する社内ルールを整備する必要がある。より重要度が高まる事項としては、専門部署によるリスクの定性的・定量的な評価、リスク・レベルに応じた CxO（各領域の最高責任者）による関与体制の整備が挙げられる。

次に、支援型での AI 利用については、人の意思決定の介在を前提としていることがリスクの顕在化の抑止対策になっている。したがって、社内教育の浸透を条件として、従来のリスク管理体制枠組みのなかで相応のリスク軽減措置がとられていると評価できれば、AI ガバナンス体制構築義務の遵守がなされていると解することができる。

これに対し、自律型については、事前の対応として、想定されるリスクの特定とその大きさの評価を行い、リスクの大きさに応じた頻度でのモニタリング、とくにモデルやデータのアップデートの要否の検討を実施する必要がある。事後の対応、すなわち、リスクが顕在化した場合の対応としては、顧客による異議申立権の付与、事後的な問題解明機会の提供が考えられ、そのためには検証可能なシステムの設計の確保といった整備をリスクの大きさに応じて行うことが考えられる。

より具体的にみると、AI の利用に伴うリスクの種類としては、顧客に対する金銭的損害、金融機関における損失の発生、レピュテーションの毀損等が考えられる。AI を貸出業務、債権管理業務、外部照会業務、不正送金検知業務に用いるケースでは、サービス提供先が顧客であるため、顧客に金銭的損害が生じうる。また、AI を貸出業務および債権管理業務で用いるケースや、資金運用業務で用いるケースでは、金融機関自らに損失が発生しうる。このほか、AI の利用が不適切な結果を発生させているとして、当該金融機関のレピュテーションが毀損するケースも考えられる。

顧客に生じる金銭的損害については、生じうる規模に応じたモニタリングと、不正確な自動執行がされた後に速やかにその是正を図りうるよう、顧客に対して異議申立ての機会を付与することや、問題を解明する機会を提供すること（検証可能なシステムに基づく調査の実施と説明の提供）、損害の補填を行う準備を

行うことが、適切なリスク管理であると考えられる。

AI のもたらすリスクが、金融機関における損失やレピュテーションの毀損に留まる場合には、リスクの大きさに応じたモニタリングの頻度および内容を選択し、適切なタイミングでのモデルの見直しを行うことが適切なリスク管理であると考えられる。なお、金融機関のレピュテーションの毀損を防ぐ観点からは、AI で利用しているデータやモデル、および AI の利用にかかる透明性や公平性を確保し、自らの説明責任を果たすことが重要であり、そのためには AI による判断の説明可能性を確保する体制を確保および公表していくことが有益であると考えられる。

また、外部環境の変化が激しく、AI の判断の前提となるデータやモデルがその時点の水準からみて陳腐化しやすい業務で AI を利用するケースがある<sup>77</sup>。このような業務に自律型 AI を用いる場合には、外部環境の変化を適時適切に反映した AI を利用する必要性が高く、データやモデルのアップデートの可否を定期的に確認する必要がある。

## 6. おわりに

本報告書では、金融機関における AI の利用に伴う法的リスクを明らかにするために、3つの局面、すなわち、AI モデルまたはシステムの開発・導入、AI を用いたサービス提供、組織内部でのリスク管理を取り上げ、分析を行った。

第1の開発・導入の局面については、金融機関が利用する AI モデルまたはシステムにおいて、AI の生成した不正確な情報に起因した損害が発生した場合に、AI 開発者・AI 提供者に対して契約責任を追及するうえでの法的帰結を確認した。現状、契約で性能保証がなされている場合や、AI 開発者・AI 提供者の善管注意義務違反が明らかな場合を除き、AI 開発者・AI 提供者の債務不履行責任の追及は難しいこと、そうした現状のもとでは運用・保守における協力的な関係の構築が重要な意味を有することを指摘した。

第2のサービス提供の局面については、金融機関が AI を用いたサービスを提供している顧客に AI の不正確性に基づく損害が発生した場合の金融機関の責任の内容を確認した。AI の利用形態が従来の債務の内容に変更を及ぼさないもの

---

<sup>77</sup> その時々金融経済情勢を反映する必要がある資金運用業務や貸出業務、日々進歩する不正手口に対処する必要がある不正送金検知業務がこれにあたる。参照するサービス内容が変化するという意味では、外部照会業務もこれに含まれよう。

である限り、金融機関の責任にも変容がないことを確認した。ただし、AI の判断が、金融機関の判断または裁量に代替するものであり、それが債務の内容にかかわる利用形態である場合には、AI の利用についてあらかじめ当事者間で契約を締結しておく必要性が高いことを指摘した。

第3の組織内部のリスク管理の局面については、AI の利用に伴うリスク管理の必要性と取締役のAI ガバナンス体制構築義務を前提に、具体的なリスク管理のあり方を示した。具体的なAI ガバナンス水準の内容や、AI の利用に伴うリスク評価とけん制の確保のためにとくに留意すべき点として、複数のAI 利用時における社内の全体的な統制の確保、社内教育、事前や事後の対応策の整備を指摘したほか、とくに、グローバルに展開する金融機関については、AI ガバナンス水準として海外同業他社を比較対象に求めるべきことも指摘した。

以上のうち、とくに第1の局面については、AI の開発を阻害しないためにはAI 開発者・AI 提供者における責任を過大なものとしなないことが必要であるが、AI 利用者がAI により生じた損害をすべて負担することになる帰結も適当ではない。現状では、当事者が契約において何も定めていないと民法の規定から導かれる責任に関する帰結が必ずしも明確とはいえない場合が少なくないという問題が存在すると考えられる。このため、あらかじめ、契約において、責任の範囲を明確化しておくこと、とくに可能な限り性能保証の範囲を明らかにしておくことが望ましいと考えられる。

今後の課題としては、当該分野は技術の進展が非常に速いため、法的論点についての見直しも不断に行っていく必要があるほか、海外準拠法に基づくAI 開発者・AI 提供者に対する責任追及については海外の動向を注視していく必要があること等が挙げられる。

以 上

## (参考文献)

- アルゴリズム・AIの利用を巡る法律問題研究会、「投資判断におけるアルゴリズム・AIの利用と法的責任」、『金融研究』、第38巻第2号、日本銀行金融研究所、2019年、1～44頁
- 幾代 通、広中俊雄編、『新版 注釈民法（16） 債権（7）』、有斐閣、1989年
- 影島広泰、「金融機関がAIを活用する際の法的留意点」、『銀行法務21』、852号、2020年、20～27頁
- 神田秀樹、『会社法（第27版）』、弘文堂、2025年
- ・森田宏樹・神作裕之、『金融法概説』、有斐閣、2016年
- 金融庁、「金融機関のモデル・リスク管理の高度化に向けたプログレスレポート（2024）」、金融庁、2024年（[https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20241212/20241212\\_1.pdf](https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20241212/20241212_1.pdf)、2025年6月6日）
- 、「AI ディスカッションペーパー（第1.0版）－金融分野におけるAIの健全な利活用の促進に向けた初期的な論点整理－」、金融庁、2025年（<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250304/aidp.pdf>、2025年6月6日）
- 金融データ活用推進協会（FDUA）、『金融生成AIガイドライン』、外為印刷、2024年
- 経済産業省、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン－AI編－」、経済産業省、2018年（[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/connected\\_industries/sharing\\_and\\_utilization/20180615001-1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20180615001-1.pdf)、2025年6月6日）
- 、「AIの利用・開発に関する契約チェックリスト」、経済産業省、2025年（[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/connected\\_industries/sharing\\_and\\_utilization/20250218003-ar.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization/20250218003-ar.pdf)、2025年6月6日）
- 公正取引委員会、「生成AIを巡る競争（ディスカッションペーパー）」、公正取引委員会、2024年（[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241002\\_generativeai\\_02.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241002_generativeai_02.pdf)、2025年6月6日）
- 、「生成AIに関する実態調査報告書 ver.1.0」、公正取引委員会、2025年（[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jun/250606\\_generativeai02.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jun/250606_generativeai02.pdf)、2025年6月6日）
- 国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター、「人口知能研究の新潮流 2～基盤モデル・生成AIのインパクト～」、CRDS-FY2023-RP-02、国立研究開発法人科学技術振興機構、2023年（<https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2023/RR/CRDS-FY2023-RR-02.pdf>、2025年6月6日）
- 、「戦略プロポーザル 次世代AIモデルの研究開発」、CRDS-FY2023-SP-03、国立研究開発法人科学技術振興機構、2024年（<https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2023/SP/CRDS-FY2023-SP-03.pdf>、2025年6月6日）

- 、「人口知能研究の新潮流 2025～基盤モデル・生成 AI のインパクトと課題～」、国立研究開発法人科学技術振興機構、CRDS-FY2024-RP-07、2025 年  
(<https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2024/RR/CRDS-FY2024-RR-07.pdf>、2025 年 6 月 6 日)
- 小塚荘一郎、「AI 製品に対応した EU の製造物責任ディレクティブ改正」、『情報法制研究』、  
15 号、2024 年、37～49 頁
- 嶋寺 基・細川慈子・小林直弥、『約款の基本と実践』、商事法務、2020 年
- 総務省・経済産業省、「AI 事業者ガイドライン (1.1 版)」、総務省・経済産業省、2025 年  
([https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/ai\\_shakai\\_jisso/pdf/20250328\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/pdf/20250328_1.pdf)、  
f、2025 年 6 月 6 日)
- 田中康浩・曾我部淳、『詳解 金融機関のためのモデル・リスク管理』、中央経済社、2024  
年
- 田中 亘、『会社法 第 5 版』、東京大学出版会、2025 年 a
- 、「金融サービスにおける AI 利用に対する法規制について—same rule 原則は新たな  
法規制を要求するか—」、『証券経済研究』、129 号、2025 年 b、91～107 頁
- 谷口知平・五十嵐清、『新版 注釈民法 (13) 債権 (4) [補訂版]』、有斐閣、2006 年
- 角田龍哉・戸田 相、「AI 責任指令案・製造物責任指令改正案の公表及び日本企業への影  
響」、西村あさひ法律事務所ヨーロッパニューズレター、西村あさひ法律事務所、  
2022 年、1～6 頁  
([https://www.nishimura.com/sites/default/files/images/newsletter\\_221004\\_europe.pdf](https://www.nishimura.com/sites/default/files/images/newsletter_221004_europe.pdf)、  
2025 年 6 月 6 日)
- 東京地方裁判所プラクティス委員会第二小委員会、「ソフトウェア開発関係訴訟の手引」、  
『判例タイムズ』、1349 号、2011 年、4～27 頁
- 中崎 尚、『生成 AI 法務・ガバナンス——未来を形作る規範』、商事法務、2024 年
- 中村直人編著、『コンプライアンス・内部統制ハンドブック』、商事法務、2017 年
- 西本 強、『ユーザを成功に導く AI 開発契約』、商事法務、2020 年
- 日本銀行金融機構局、「金融機関における生成 AI の利用状況とリスク管理—アンケート調  
査結果から—」、金融システムレポート別冊シリーズ、日本銀行、2024 年  
(<https://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/data/fsrb241021-1.pdf>、2025 年 6 月 6 日)
- 羽深宏樹、「『AI 規制論』のコペルニクスの転回——現代の一般的規制モデルの構築に向け  
て——」、『東京大学法科大学院ローレビュー』19 号、2024 年、85～106 頁
- 福岡真之介、『AI の法律』、商事法務、2020 年
- 、「AI と民事責任・製造物責任——EU の AI 責任指令案・製造物責任指令改正案を  
踏まえて」、『NBL』、1237 号、2023 年、28～33 頁
- 藤田友敬、「取締役会の監督機能と取締役の監視義務・内部統制システム構築義務」、尾崎安  
央・川島いづみ・若林泰伸編『上村達男先生古稀記念公開会社法と資本市場の法理』、  
商事法務、2019 年、357～383 頁

- 古川直裕・渡邊道生穂編著・柴山吉報・木村菜生子、『Q&AAI の法務と倫理』、中央経済社、2021年
- 文化審議会著作権分科会法制度小委員会、「AI と著作権に関する考え方について」、文化庁、2024年  
([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf)、2025年6月6日)
- 松尾剛行・西村友海、『紛争解決のためのシステム開発法務－AI・アジャイル・パッケージ開発等のトラブル対応』、法律文化社、2022年
- 森田 果、「AI の法規整をめぐる基本的な考え方」、RIETI Discussion Paper Series 17-J-011、経済産業省、2017年 (<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/17j011.pdf>、2025年6月6日)
- 森・濱田松本法律事務所編・飯田耕一郎・田中浩之・渡邊 峻、『企業訴訟実務問答シリーズ システム開発訴訟 (第2版)』、中央経済社、2022年
- AI ガバナンス協会 AI ガバナンス実装ワーキンググループ、「AI ガバナンスの実装状況に関するワーキングペーパー～横断的な視点からみる、企業取組の諸相」、AI ガバナンス協会、2024年 (<https://www.ai-governance.jp/blog/implement-wp-240807>、2025年6月6日)
- AI 時代の知的財産権検討会、「AI 時代の知的財産権検討会中間とりまとめ」、内閣府、2024年 ([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528\\_ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf)、2025年6月6日)
- AI 戦略会議・AI 制度研究会、「中間とりまとめ」、内閣府、2025年  
([https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/interim\\_report.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/interim_report.pdf)、2025年6月6日)
- Ayres, Ian and Jack M. Balkin, “The Law of AI is the Law of Risky Agents Without Intentions,” *University of Chicago Law Review Online*, 11/27/24, 2024 ([https://lawreview.uchicago.edu/sites/default/files/2024-11/Ayres\\_Balkin\\_Law%20of%20Risky%20Agents.pdf](https://lawreview.uchicago.edu/sites/default/files/2024-11/Ayres_Balkin_Law%20of%20Risky%20Agents.pdf)、2025年6月6日).
- Bank for International Settlements, “BIS Annual Economic Report June 2024,” Bank for International Settlements, 2024 (<https://www.bis.org/publ/arpdf/ar2024e.pdf>、2025年6月6日).
- Crisanto, Juan Carlos, Cris Benson Leuterio, Jermy Prenio, and Jeffery Young, “Regulating AI in the Financial Sector: Recent Developments and Main Challenges,” FSI Insights on Policy Implementation, No.63, Financial Stability Institute, 2024, pp.1-35 (<https://www.bis.org/fsi/publ/insights63.pdf>、2025年6月6日).
- De Luca, Stefano, “Revised Product Liability Directive,” European Parliament, 2025 ([https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2023/739341/EPRS\\_BRI\(2023\)739341\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2023/739341/EPRS_BRI(2023)739341_EN.pdf)、2025年6月6日).
- Magesh, Varun, Faiz Surani, Matthew Dahl, Mirac Suzgun, Christopher D. Manning, Daniel E. Ho,

“Hallucination-Free? Assessing the Reliability of Leading AI Legal Research Tools,” *Journal of Empirical Legal Studies*, Vol.22(1), 2025, pp. 216-242 ([https://dho.stanford.edu/wp-content/uploads/Legal\\_RAG\\_Hallucinations.pdf](https://dho.stanford.edu/wp-content/uploads/Legal_RAG_Hallucinations.pdf), 2025年6月6日).

Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD), “Explanatory Memorandum on the Updated OECD Definition of an AI System,” *OECD Artificial Intelligence Papers*, No.8, OECD, 2024 ([https://www.oecd.org/en/publications/explanatory-memorandum-on-the-updated-oecd-definition-of-an-ai-system\\_623da898-en.html](https://www.oecd.org/en/publications/explanatory-memorandum-on-the-updated-oecd-definition-of-an-ai-system_623da898-en.html), 2025年6月6日).